

原子力発電所における不適合事象発生時の公表について

1. 公表方針

全ての不適合事象をプレス発表や発電所ホームページ等で、**すみやかに公表**いたします。

公表区分		不適合事象		公表方法	
		事象の概要	主な具体例	プレス発表	ホームページ
区分	夜間・休祭日を問わず、すみやかに公表	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> 計画外の原子炉の停止 発電所外への放射性物質の漏えい 非常用炉心冷却系の作動 火災の発生 など 		
区分	休祭日を問わず、すみやかに公表 夜間の場合は、翌朝準備が整い次第公表	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい 原子炉等への異物の混入 など 		
区分	毎日（平日）、不適合事象を取りまとめて公表	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 主要パラメータの緩やかな変化 人の負傷または病気の発生 など 	ホームページへの掲載をお知らせ	
その他	定期的に不適合事象を取りまとめて公表	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> 日常小修理 など 	定例記者懇談会等	

：夜間・休祭日を問わず実施

：休祭日を問わず実施。夜間の場合は、翌朝準備が整い次第実施

（注）上記については、原則的な公表時期を示す

：前日に発生した不適合事象を、翌日（平日）の夕刻に取りまとめて実施

：定期的に実施

2. 発電所における不適合事象処理システムの見直し

不適合事象の発生（発見）について、今後も継続的に「**まず第一報**」の考え方を再徹底いたします。

全ての不適合事象を審議する不適合管理委員会で、**公表漏れがないかチェック**いたします。

公表区分	事象の内容 < 例示 >	事象の具体例
区分	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 24 条第 2 項に基づく報告事象 電気関係報告規則第 3 条に基づく報告事象 上記 と に該当しないが、安全協定等に基づき報告を要する重要な事象 <ul style="list-style-type: none"> 保安規定に違反した場合 放射性同位元素の盗取または所在不明（福島県、新潟県との安全協定） 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（福島県、新潟県との安全協定） 火災の発生（福島県、新潟県との安全協定） 危険物の漏えいにより発電所構内へ消防車が入構した場合（ただし、業務車のみで入構するような軽度な場合は区分 として扱う） 	原子炉が計画外に自動停止した場合 シュラウドのひび割れを評価した結果、技術基準に適合しなかった場合 気体状の放射性廃棄物が排気筒から計画外に排出された場合 感電により作業員が負傷した場合 発電所外における核燃料物質等の輸送において、交通事故や核燃料物質等の異常な漏えいがあった場合 1F5/6 所内ボイラー用重油タンク近傍からの重油の漏えい（H15.9.30 確認）
区分	以下に示す事象の内、法律に基づく報告事象に至らない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> 排気筒または排水口から放射性廃棄物の計画外の排出があった場合 管理区域内において放射性物質が機器の故障、誤操作等により漏えいした場合（ただし、単に増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合は区分 として扱う） 保安規定で定める運転上の制限からの逸脱 安全上重要な機器等（経済産業省告示第 327 号で定める機器等）の軽度な故障（ただし、簡易な修理で復旧可能な場合は区分 として扱う） 原子炉、使用済燃料プール、圧力抑制室等に異物を発見または混入した場合、機器の故障等によりルースパーツが発生した場合 誤操作による重要な警報（赤色警報）の発報 身体汚染を伴う人の障害（ただし、除染できる場合を除く） 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障があったとき	KK1 残留熱除去系排水ライン排水口からの水漏れ（H15.10.18 確認） （総漏えい量： 2.2×10^5 ベクレル） 1F6 残留熱除去系電動弁の不具合（H15.9.11 発生） シュラウド、原子炉冷却材再循環系配管のひび割れ 1F1 非常用ディーゼル発電機の不具合（H15.9.25 発生） 1F2 圧力抑制室内の異物（H15.9.17 発見） 2F4 原子炉冷却材浄化系戻り弁部品の折損と部品の発見（H15.10.2 部品発見） 1F4 使用済燃料プールでの落下物の発見（H15.6.6 発見） 2F1 定例試験実施中における警報の発生（ハーフスクラム発生）（H15.9.12 発生） 1F3 汚染を伴う作業員の負傷（H11.12.1 発生）
区分	原子炉出力または発電機出力の 1 % 以上 5 % 以下の計画外の出力変動（ただし、海水温度の変化や系統変動に伴うもの等、異常のない場合を除く） 安全上重要な機器等（経済産業省告示第 327 号で定める機器等）の故障であるが、簡易な修理で復旧できる場合 原子炉の運転に関連する主要な機器に軽度な機能低下又は軽度な故障が生じたとき 原子炉の安全性、運転に直接影響を及ぼさない機器等の故障であるが、大がかりな補修工事を要する場合、またはプラント運転中に監視を要する場合 排気筒モニタ、モニタリングポストの環境放射線モニタの故障による一時的な欠測 原子炉の運転に関わる主要なパラメータが緩やかに変化した場合 排気筒モニタの変動はないが、排気筒サンプリングで粒子状の放射性物質が検出された場合 管理区域内における放射性物質の漏えいの内、増し締め等により速やかに漏えいが止まった場合、または既に止まっていた場合、若しくは漏えい拡大を防止するための堰を超えなかった場合（ただし、漏えい量が 1 リットル程度に至らない微小な漏えいを除く。なお、定期検査等における予防措置を講じた作業時の漏えいは、ここでいう漏えいには該当しない） 管理区域内において、汚染のおそれのない区域（A 区域）に汚染を確認した場合、または B 区域において 4 ベクレル / cm^2 以上の汚染を確認した場合 発電所構内において 200 リットル程度以上の水（非放射性）の漏えいを確認した場合 発電所の周辺地域における震度 3 以上の地震 定期検査（国または原子力安全基盤機構が実施する検査）の判定基準に関わる不適合 保安検査における指摘事項 人の負傷、病気等により病院へ搬送した場合 放射線業務従事者の 1mSv を超える計画外の被ばくがあったとき 放射性物質の微量な内部取込み（ただし、本人の了解を得た場合に限る） 関係行政機関に連絡した事象（ただし、明らかに誤報と判断できる場合を除く）	2F1 原子炉隔離時冷却系タービン反カップリング側パッキン箱上部からの水の滴下（H15.9.17 確認） タービン駆動給水ポンプのトリップ KK6 制御棒操作監視系の不良（制御棒 1 本の位置指示不良）（H14.12.2 発生） 1F2 燃料集合体固定ワッシャの変形（H15.9.17 確認） 1F4 気水分離器脚部の曲がり（H15.8.20 確認） KK6 主蒸気止め弁テスト用電磁弁取付部の油にじみ（H15.9.26 確認） 1F6 原子炉冷却材再循環ポンプ軸封部の圧力の上昇傾向（H15.9.9 確認） 2F2 原子炉格納容器高電導度廃液サンプの流量増加（H13.11.9 確認） KK7 気体廃棄物処理系放射線モニタの指示上昇（燃料漏えい）（H13.7.21 確認） 1F1/2 主排気筒における微量な放射性物質の検出（H15.8.2 確認） 1F5 給水加熱器抽気逆止弁からの漏えい（H15.9.24 確認） 1F1 原子炉冷却材浄化系補助ポンプ分解時の残水の漏えい（H15.10.7 確認） （総漏えい量： 3×10^3 ベクレル） KK1 タービン建屋リフレッシュルームにおける汚染（H15.10.6 確認） KK4 炉心下部格子板差圧記録計の不適合（総合負荷性能検査）（H15.8.28 確認） 1F5 高圧炉心注入系ポンプの定例試験時の不適合（H15.9.22 確認）
その他	上記以外の不適合事象（日常小修理）	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化に伴う弁棒、弁体等の腐食、割れ、傷などで部品交換により補修可能なもの 記録計の打点不良、記録紙の送り不良 等

なお、上表に示した事象の内容については、適宜見直してまいります。